

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

秋を迎えて

編集部 p 2

東芝の不正会計と社会的責任

谷江 武士 p 3

なぜ、最低生計費資産調査に取り組むのか？

中澤 秀一 p 9

労働運動から見た「戦後 70 年談話」

大木 一訓 p 17

資料「改正」労働者派遣法成立

編集部 p 25

労働情報この2ヶ月 7 / 1 ~ 8 / 31

編集部 p 27

第15期総会の案内

事務局 p 31

研究所だより

編集部 p 32



● 第184号

◎ 2015年9月15日

愛知労働問題研究所

秋を迎えて

編集部

梅雨明け後のあの暑い灼熱の夏に少し前には悩まされていたのが嘘だったような季節を迎えた。まぎれもなく季節はもう秋なのだ。秋は本来は静かで物事の思索にふける季節としてはぴったりだ。にもかかわらず、今年の秋は「熱い秋」になってしまった。

戦後最悪といわれる安倍総理の下で行われようとしている数々の愚策の総決算が「戦争法」であった。この所報が皆さんの手元に届いた頃には、1つの結論が出ているとは思いますが、それも「アベ」さんのおかげで私たちの仲間の多くは覚醒し新たに若い層まで立ち上がるようになった。この夏というよりも、春から秋にかけて、私も何回となく集会・デモに参加した。こんなことは1970年代以来のことである。8月30日には国会を12万の民が取り囲み、戦争法反対を訴えた。この種の集会は今までは高齢者の同窓会で会った。しかし最近はその周囲に、まだまだ全体の中では少数だが、若い人の姿も見るに至った。シールズに代表される若者たちの動きは、ネット社会・SNSの賜である。

だが戦争法だけに限らず、政治の劣化も進行中である。2020年東京五輪をめぐる騒動は、新東京国際競技場も佐野氏のエンブレムも差し戻しになってしまった。前代未聞のことであり誰も責任を負わない。政権与党自民党総裁も無投票で安倍晋三氏が再選された。原発も再稼働され既成事実とされようとしている。大阪では希有の扇動家、引退するはずの橋下徹とその一派が「維新の党」と決裂して、再び「大阪都構想」を掲げて知事選・市長選に挑むという。その先は見えにくい、政界再編の次のステップとみても不思議ではない。

こうした動きを見ると、私たちの運動の反転が開始された意義はあっても、まだ始まりだということも自覚しなければならない。このさき、アベ内閣の倒閣運動や、一連のこの間の施策に対しての違憲訴訟も予定されているとは聞く。さらに気が早い話だが、参議院選挙の1人区をどうするのだという声も聞こえてくる。この間の運動で、まさかという人とも一緒にやることができるようになった。集会の挨拶に、「え？」という人が訴えてきた。今までにないことである。これは大きな遺産である。そう、歴史は紆余曲折はあっても、必ず前に向かっていくという事である。しかしこれすらも、傍観者でいると危険な方向に向かっていくことになるのは歴史が示している。。

おそらく「熱い秋」に輝いた灯は、冬になっても消えることなく、翌年の春にそして夏に引き継いで行かなくてはならない。この夏から秋の経験が、後に貴重な経験であったと語ることができるようにしなければならない。

東芝の不正会計と社会的責任

谷江 武士

東芝が2015年8月31日に2度の決算発表延期という異常事態に追い込まれている。この日に2015年3月期決算と過去の決算訂正の見込みを公表予定していたが、内部通報による新たな不正発覚と監査法人監査で指摘を受けたことによる。まだ東芝の決算訂正の最終版が出ていないが、ここでは概略的に東芝の不正会計と社会的責任について明らかにしよう。

1. 東芝の不正会計⁽¹⁾

東芝第三者委員会による調査は、工事進行基準に係る会計処理問題とセグメント別会計操作（映像事業における経費計上、半導体事業における在庫評価、パソコン事業における部品取引）の会計処理等について行われている。この委員会は、東芝から委嘱された事項について調査で2009年度から2014年度第3四半期までの期間に限定している。東芝が自ら委嘱した事項についての調査であるので限界があると思われる。過去にルールに違反した会計処理をした会社を見ると、2004年の西武鉄道（上場廃止処分）、カネボウ（上場廃止）、2006年のライブドア（上場廃止）、2007年のIHI（課徴金15億円、特設注意市場銘柄1年3か月）、2011年のオリンパス（旧経営者逮捕、罰金、課徴金、特設注意市場銘柄1年5か月）がある。

(1) セグメント別会計操作

東芝は、2015年7月に不正会計問題で過去の決算にさかのぼって利益を減額すべき金額が1,518億円に達することが東芝第三者委員会報告書により明らかになった。これまでの調査（図表1）では、インフラ部門の工事進行基準といわれる会計処理により、2014年3月期までの5年間で総額548億円の不正案件が明らかにされている。また高速道路の自動料金収受システム（ETC）や電力メーターの会計処理で損失の可能性があるにもかかわらず、費用計上していなかったことによる利益の水増しである。

テレビ事業でも販売促進費や広告宣伝費の先送りで利益を水増し計上し、原発ではウェスティングハウス（WH）社が報告した損失を2割計上しただけである。2011年3月の東日本大震災後、原発の新設計画が凍結され、社買収で描いた成長へのシナリオも大きく狂っていった。鉄道設備でも受注時点で赤字なのに損失を計上しなかった。半導体では製品在庫の評価損の計上を先送りしたという

ものである。またパソコンの部品取引でも安く大量に買った部品を、高い価格で台湾の組み立て委託先にいったん販売し、その途中で仮の利益を計上する。その後さらに完成品を買い戻すという方法が採用された。部品を売却し、仮利益を計上したものは、後で取り消さなければならない。2012年9月に佐々木則夫東芝元社長は、「営業利益を改善せよ」との命令の下で、完成品が売れずに在庫に残ったときも部品売却で出した仮利益を取り消さずにパソコン事業全体の利益をかさ上げしたのである。

図表1. 東芝のセグメント別利益水増の方法

パソコン事業	利益水増し（製品在庫の評価損計上の先送り）
テレビ（映像）事業	利益水増し（販売促進費や広告宣伝費の先送り）
原発事業	WH（ウェスティングハウス）社が報告した損失の2割のみ計上
鉄道設備事業	受注時点で赤字だが損失計上せず
ETC事業	受注時点で赤字と判明していたが損失計上せず

（出所）株式会社東芝第三者委員会『調査報告書』2015年7月20日より

（2）工事進行基準による会計操作

2007年の石川島播磨重工（IHI）に続き、東芝も工事進行基準で会計操作が行われている。この長期プロジェクトの採算を管理する工事進行基準は、工事の完成以前に工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積もり、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を計上する方法をいう。これは毎期の工事進捗に応じた費用の見積もりが重要となる。

「工事進行基準の適用に際して、工事進捗度の見積りに原価比例法を採用する場合には以下の様に計算する（工事契約に関する会社基準・6（3）（7）、14、15、16）。

決算日における工事進捗度は、当期までの実際工事原価発生総額÷工事原価総額の見積額で計算される。

当期の工事収益（売上）＝見積工事収益総額×決算日における工事進捗度－
当該工事 に関する過年度工事収益計上額

当期の工事原価（売上原価）＝累計工事原価発生総額－当該工事に関する過
年度工事 原価計上額

工事契約の段階で損失が見込まれる場合は、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上する（工事契約に関する会計基準、19、

20) することになっている。この工事は、社内カンパニー社長の承認がないと工事損失引当金が計上できなかった。会計ルールよりも社内カンパニー社長の意向を重視していたことがわかる。なお、会計数値の分析は、東芝本体、及び工事進行基準による売上高が調査機関内に経常的に 100 億円以上であるか、またはロスコン金額がおおむね 5 億円以上である子会社に対して実施した（東芝第三者委員会「調査報告書」2015 年 7 月 20 日、36 ページ）。

この見積りには努力目標など主観的要素が入り込みやすい。東芝はコスト削減の目標値を会計上の工事原価総額と区別していなかった。「原価総額を過少に見積もると工事進捗度や売上げが過大になり赤字の先送りが起こりやすい」⁽²⁾のである。東芝第三者委員会の報告でも「工事原価総額の過小見積りは①売上の過大計上、②工事損失引当金の過少計上、として会計処理に現れる」（東芝『調査報告書』36 ページ）と述べている。

2. 東芝の「利益至上主義」と組織的利益操作

—東芝第三者委員会報告に見る—

(1) 社内の内部統制の不十分さ

東芝の利益操作は、東芝第三者委員会の報告⁽³⁾によれば、経営トップらによる組織的な関与である。それは東芝社長や社内カンパニー社長による「見かけ上の当期利益のかさ上げ」の強制であった。

東芝第三者委員会『調査報告書』では、「部品の ODM 先への押し込みによる見かけ上の利益」（221 ページ）があったという。ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益は、当期の本来の利益ではなく、翌期以降の利益でもないで、翌期以降の「利益の前倒し」ではない（221 ページ）。押し込み販売による粉飾決算である。

経営者は「当期利益至上主義」のもとで「目標必達のプレッシャー」を部下にかけて利益をかさあげした。社長例会では社長から各カンパニー社長に対して「チャレンジ」と称して設定した収益改善の目標が示され、その目標達成を強く迫っており、業績不振のカンパニーに対しては、収益が改善しなければ当該担当カンパニーの事業からの撤退を示唆することもあったという。とりわけ 2011 年度から 2012 年にかけては不適切な会計処理が幅広く行われた。社長から各カンパニー社長に対してチャレンジ（過大な目標設定）の数値を求められ、これらの目標を達成しなければならないというプレッシャーを強く受けていたと言われている。東芝では、上司の意向に逆らうことができないという企業風土があった。経営者において適正な会計処理に向けての意識または知識の欠如

があったと指摘されている。また東芝における会計処理基準または、その運用に問題があったということである。

つぎに不正会計を防ぐことができなかった原因として以下の点が掲げられている⁽⁴⁾。

◎東芝の内部統制が、個々の部門において十分に機能していなかったことである。

◎経理部において担当者が引当金計上の必要を知らず何らの行動もとらなかったことである。

◎また、内部監査部門による内部統制については、内部監査部門が設置されていなかった。

◎次に、コーポレートにおける内部統制が機能していなかったことである。東芝では経営者の関与により財務報告に係る内部統制機能を逸脱、無効化して不適切な会計が行なわれ、不正リスクに対する内部統制（リスク管理）が構築されていなかった。またコーポレート各部門における内部統制について見ると、財務部は、各社内カンパニーが作成した決算書をまとめて、連結決算を行なうのみであり、各社内カンパニーの会計処理が不正か否かのチェックしていなかった。逆に財務部は、社長月例における「チャレンジ」を作成し、当期利益至上主義のもとで各社内カンパニーに対して目標達成のプレッシャーを与えていたのである。

経営監査部は、実際には各カンパニーにおける経営のコンサルタント業務（業務監査）がほとんどであり、会計監査の観点からほとんど行なっていなかった。

つぎに会社の機関である取締役会の内部統制機能を見ると、「取締役会規則」による経営会議の社長決定事項は報告事項とされていたが、工事進行基準が適用される工事の受注や工事における損失発生については報告事項とされていなかった。このため取締役会には受注時の赤字見込みなどの報告がなかった。監査委員会でも工事損失引当金の設定の必要性や不正会計が行われている事実を知っていたが、問題点を審議しなかった。1979年、1986年の商法改正において監査役権限強化（自主的監視機能の強化）が叫ばれたが、実際には取締役に対する業務監査が強化されたとはいえない。また東芝は、会社法上の監査委員会設置でも「ガバナンスの先進企業」といわれたが、十分な監督機能が発揮されていなかったことが明らかである。社外取締役が、監督する形に変えたものの不正会計を見逃した。2015年9月末の新体制でも11人中7人を社外取締役として起用するといわれるが不正会計を防止できるか疑問である。

業績評価制度も東芝の役員報酬、賃金決定のための制度である。この制度が利益至上主義の予算やチャレンジの動機づけ、プレッシャーとなった可能性があるという。内部通報制度が十分に活用されていなかった。

(2)「会計監査人」による監査制度

東芝から「独立した立場」の会計監査人の監査は、投資者保護の観点から最も第3者的会計監査が行なわれると期待される。しかし「第三者委員会報告」では、会計処理の問題については監査の過程において指摘がなく、結果として「外部監査による統制が十分に機能しなかった」といわれる。

これまで10年前のカネボウの粉飾決算事件、その後オリンパスの損失隠し事件(2012年)、それ以外にライブドアやアメリカのリーマンブラザーズの粉飾決算事件など多くの粉飾決算が問題とされてきた。東芝の場合も監査法人(新日本)が、不正会計を見抜けなかった責任が参議院財政金融委員会(2015年8月4日)で取り上げられている。「不正を見抜くのが監査法人の仕事ではないのか」との議員の質問に対して、金融庁は「不正による重要な虚偽表示を見逃さないことが求められる」と答えるにとどまっている⁽⁵⁾。

10年前のカネボウの粉飾決算では、金融庁から業務停止処分を受けた中央青山監査法人が解体に追い込まれ監査法人に課徴金制度が導入された。その後もオリンパスの損失隠し事件(2012年)では、新日本とあずさ監査法人に対して、金融庁が業務改善命令を出している。

今回の東芝などの会計不祥事はなくならず、決算の番人といわれる監査法人のあり方が再び問われている。

金融庁公認会計士・監査委員会(CPAAOB)千代田邦夫会長は、東芝の監査法人の責任について「検査に入るつもりで準備している⁽⁶⁾」といい、検査のポイントは「原発やパソコン事業などで東芝が抱え、リスクに基づき、財務諸表に虚偽記載があるのではないかという職業的懐疑心をもって監査していたのが検査の主な目的になるだろう⁽⁷⁾」といわれている。東芝問題の教訓について「市場の透明性を高めるという点で監査法人の責任は重たい。監査する側に認識の甘さがあるのなら、その点にメスを入れていきたい⁽⁸⁾」と述べている。

3. 不正会計と社会的責任

東芝の不正会計が生じた背景には、東芝第三者委員会報告書で見たように利益至上主義に基づく短期経営成果の実現ROE(自己資本当期利益率)の重視、株主重視経営による企業価値の増大、配当金増大による企業価値の増大、配当金増大による株価上昇、日立製作所との競争などの経営思考がある。

この利益至上主義のもとで経営トップが中心となり不正会計が行なわれた。不正会計は、経営トップの専断的権限のもとで行われたのである。東芝経営内

部のチェック機能（内部統制組織）が不十分であった。外部の会計監査人の監査については金融庁による検査がまだ行なわれていない。ただ一般的に言えば、監査法人は企業から監査報酬を受けていること、会計監査とコンサルタントの両業務を一つの監査法人が担当していることにより、監査の独立性がなかなか保たれないことである。また、社外取締役を増員するといわれているが、監査委員会は取締役に対するチェック機能が発揮されるか疑問である（現在でも取締役会のもとでの委員会に社外取締役がいるが、まったくチェック機能が果たされていないと報告書で言われている）。

大企業である東芝が不正会計をなくして社会的責任を果たすためには内部統制組織や監査法人などの外部監査そして金融庁の検査などを、「再調査」に基づき、監査の独立性の立場から再考し、その際労働組合や多くの労働者の意見を取り入れ、東芝が社会的責任を果たしていく体制を構築する必要がある。

(注)

(1) これまでの会計上の粉飾については「粉飾決算」という用語が用いられていたが、東芝の粉飾決算については、当初マスコミの全国紙の新聞社4社（朝日、毎日、産経、読売、日経の新聞）では、「不適切会計」の表現が使用されていたが、朝日新聞は7月9日から「不正な会計処理が行われていたことが分かったため」「不正決算」という表現に変更しており、また毎日新聞は、7月17日朝刊から「経営トップが認識したうえで意図的な利益水増しの決算を公表したことが判明したため」に「不正会計」という表現に変更した（<http://thepage.jp/detai>）／20151725－00000003－wordleaf）。表現の使用基準について明確な回答があったのは、朝日新聞、毎日新聞の2紙だったといわれる。

(2) 日本経済新聞、2015年8月10日。

(3) 株式会社東芝第三者委員会『調査報告書』2015年7月20日および「東芝第三者委報告の概要」日本経済新聞、2015年8月21日を引用する。

(4) 同上稿。

(5) (6) (7) (8) 朝日新聞 2015年8月25日。

TOSHIBA

たにえ たけし / 研究所理事・名城大学教授

なぜ、最低生計費試算調査に取り組むのか？

中澤 秀一

※下記の内容は、2015 年 8 月 18 日に開催された最低生計費試算調査学習会（愛知県労働組合総連合の主催）において、中澤秀一氏（静岡県立大学短期大学部准教授）がおこなった講義を、所報編集部の責任で整理したものです。

はじめに

今回の最低生計費試算調査は、愛知で約 4,000 票を配布しておこなわれるということですが、調査票の記入はかなりの時間が必要で、まともにやると半日くらいかかります。これまでの調査では、最初丁寧に記入されていても、途中から空白の調査票が結構あります。こうした調査票は、結局使うことが出来ません。最後まできちんと記入してもらうことが重要で、そのためには、調査に協力してもらう組合員一人一人に、この調査の意味をしっかりとつかんでいただくことが大切になります。そこで、今日は、皆さんに調査の意味をコンパクトに理解していただくようにお話ししたいと思います。

調査の実施要綱に明記されているように、この最低生計費調査は、「あるもの」を「あるべきもの」に近づけるために実施するものです。「あるもの」とは、現在の賃金や労働時間を含めた働き方や年金・医療・介護などの社会保障の状態で、あり、「あるべきもの」とは、憲法で保障され、国民が「普通」だとか「当たり前」だとか思ってきた働き方や社会保障を含めた生活全般（生き方）のことです。

以前は、この「あるもの」と「あるべきもの」が割と近かったのですが、この 10 年くらいの間に、どんどんこの両者が離れてきました。つまり、ここに参加されている皆さんの多くが、これまで「普通」・「当たり前」と思ってきたことが、今の若い世代（皆さんのお子さん、お孫さん世代）には困難になってきています（なることが予想されます）。たとえば、学卒後に正社員として働くことが非常に難しくなっています。私も短大で教えていますが、ここ数年、正社員として就職できない学生が結構でています。皆さんの感覚とは全然違うことを理解してもらいたいと思います。それから、正社員として働くことができないと、経済的な事情で、自分の家を持つこと（持ち家）や結婚したり、結婚して子どもをもったりすることも難しくなっています。また、現在は、高卒の半数くらいが大学に進学していますが、本当に大学生が経済的に困窮していて、後 10 年くらいしたら、経済的理由で大学に進学できない人が増えてくるのではないかと。現在、子どもを大学に進学させるためには、年収

で 800 ～ 900 万円くらいないと無理であり、今の 20 歳代や 30 歳代の人々は、このままだと自分の子どもを大学に進学させることがほとんどできなくなるのではないか。問題は、これからの日本がこうした社会になっていいのかということです。それではよくないと思うならば、何とかここで事態の悪化を止めるために、この調査にしっかりと取り組んで成果を出していく必要があります。アマルティア・セン(1998 年ノーベル経済学賞受賞のインドの経済学者)が、『不平等の再検討』という本の中でつぎのように述べています。まず、「生活の質」として、「適切な栄養を得ているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかっていないか」「健康状態はよいか」など、また、「社会・文化的な質」として、「読み書きできるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を保つことができるか」「社会活動に参加しているか」など、こういうことがきちんとできていることが「健康で文化的な生活」であると。こうした意味で最低生計費を考えていく必要があります。憲法 25 条にある「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために必要な生計費という場

合、「最低限度」(英語でミニマム)という言葉は、決して「最下限」という意味ではありません。それは、カツカツの生きるだけで精一杯の生活のことではなく、人としての尊厳を保てる人間らしい生活のことです。

1. どうして“あるもの”が変わったか

では、この 10 数年間でどうして「あるもの」が変わってきてしまったのか。最も特徴的な経済状況の変化としては、デフレ経済、とくに賃金デフレの進行です。つまり、賃金がどんどん下がったことです。その理由はいろいろありますが、第一に、非正規雇用が増えたことです。現在、パート・アルバイト・派遣・契約・請負などの非正規雇用が約 4 割です。若い人や女性ほど非正規が多いわけですが、仮に、非正規雇用がここまで拡大していなかったら、ここまで賃金は下がっていないと言えるでしょう。こうした非正規化を後押ししたものが規制緩和(とくに派遣労働の規制緩和)で、国の政策として非正規を増やしてきた、賃金を下げてきたことになります。もう一つの理由は、正社員の賃金が下がったからです。大勢としては、ベースアップがなくなった、ボーナスが減ったからです。

労働者の賃金が下がる一方で、大企業の内部留保は膨らみ続けており、1993 年度に 127 兆円であったものが、2010 年度には 266.2 兆円になっています。株主への配当や役員報酬も増え続けています。したがって、賃上げの原資はあるということです。ちなみに、「すべての労働者に 1 万円の賃上げ」を実現するために必要な原資は、7.87 兆円(内部留保の 4%)です。にもかかわらず、

賃上げが実現できていないのは、使用者に比べて労働者の力が弱いからで、労働者の運動を強めることが重要です。このような賃金低下により生み出された最も重大な問題が、格差・貧困の拡大・深化です。相対的貧困率（年間の可処分所得を低い方から高い方へ順番に並べて、真ん中の半分未満の所得＝約 120 万円未満の人の割合）でみると、2000 年に 15.3 %であったものが、2012 年に 16.1 %に増大しており、OECD 諸国の中で日本は 4 番目に高くなっています。同じように子どもの貧困率も高く、6 人に 1 人くらいになっています。質的な面でみると、生活保護受給世帯は、現在約 210 万世帯で戦後最も多くなっていますが、生活保護の開始理由別構成比をみると、依然として「傷病」が一番多いとはいえ、この比率は減少しており（2000 年 43.3 %→2010 年 28 %）、増加している理由は「稼働収入減」（2000 年 13.9 %→2010 年 25.5 %）です。これは、雇用が劣化している中で生まれている問題といえます。

2. 「健康で文化的な最低限度の生活」をどうやって実現するのか
では、どのようにして「健康で文化的な最低限度の生活」を実現すればよいのでしょうか。この点に関して、金澤誠一佛教大学教授は、以下の 5 つの項目をあげています。

- ①最低限の所得保障（具体的には、生活保護・最低賃金・最低保障年金・傷病手当金・失業給付・課税最低限・保険料免除制度・就学援助制度・児童手当・児童扶養手当など、所得にかかわるもの）
- ②人的・物的なサービス保障（具体的には、児童・老人・障害者などの社会福祉分野）
- ③公共的な生活基盤（具体的には、住宅・教育・医療・電気・ガス・水道・交通・通信・図書館・公園・スポーツ娯楽施設などのインフラ）
- ④公正なルールや雇用対策（具体的には、労働時間規制・安全衛生規制・解雇規制・非正規雇用規制・公的職業訓練・公的就労事業など）
- ⑤平和な社会をめざした人権保障（具体的には、人種差別・性差別・階級差別をなくしていくこと）

以上の項目の中では、①の所得保障が中心となりますが、とりわけ、最低賃金を引き上げていくことが重要です。賃金を上げるには、まず、個別の労使交渉で要求することが必要ですが、本日の主題である最低賃金の引き上げは、個別の労使交渉ではなく、社会的な運動で要求していかなければなりません。また、最低賃金と同様に、社会保障の水準も社会的な運動で引き上げていく必要があるわけですから、この最低賃金と社会保障をセットにして要求していくことが重要となります。最低賃金は、生活保護などともに、憲法 25 条の生存権（「す

べて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を保障する重要な制度です。したがって、皆さん一人一人が最低賃金を引き上げることの意義をよく理解したうえで、この最低生計費調査に取り組んでいただきたいと思います。

3. どうして最低生計費を調べるのか

まず、最低生計費の試算調査によって、「健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な費用」を知ることができます。つぎに、「この最低生計費をどうやってまかなうのか」を考えることにつながります。最低生計費をまかなうものとして、代表的なものは賃金ですが、賃金だけで費用をまかなうことは、いろいろな軋轢が生じてきて難しくなっており、賃金と社会保障・住宅・教育などの組み合わせで最低生計費をまかなうことを考えていく必要があると思います。

4. 最低生計費をどうやって調べるのか

調査の概要はつぎの通りです。①「生活実態調査」、②「持ち物財調査」、③「価格調査」という3つの調査を基礎として、それらの結果と統計資料等を組み合わせて、世帯類型ごとに健康で文化的な生活を送るために必要な最低生計費を算出します。まず、これら3つの調査のうち、①と②の調査票（「生活実態調査」と「持ち物財調査」）を調査対象者に配布し、生活パターンや持ち物財の数量などを調べます。

「生活実態調査」の主な設問は、性別・年齢・世帯構成・居住形態などの対象者の基本的属性のほかに、仕事内容、日常生活、独立の予定、親からの経済的援助、仕事に対する悩みや不満、生活での困り事、困った時の相談相手、近所づきあいの程度などで計48項目あります（もともとは53項目でしたが、記入の負担を軽減するために今回減らしてあります）。「持ち物財調査」は333項目で、これもこれまでの430項目に比べてかなり減らしました。①と②の調査で、誰がどういう生活をし、どういう品目をどこで購入しているかがわかりますから、これをもとに③「価格調査」を実施して実際の価格を調べます。

ついで、これらのデータをもとに統計資料等を組み合わせて、世帯類型ごとに最低生計費を算出します。その際、最低賃金との結びつきが最も強い「若年（20歳代、30歳代）単身者の生計費」の算出を最優先し、その後、「30歳代で子どもあり」「40歳代で子どもあり」「50歳代で子どもあり」などの世帯の生計費を計算していきます。生計費を算出する場合に、マーケット・バスケット（全物量積み上げ）方式を用います。これは、かつてイギリスで貧困調査をおこなったラウントリーという社会調査家が考えた方式で、生活に必要なものを一つ

一つ積み上げて生計費を計算する方法です。このやり方を現代風にアレンジしたのが金澤教授です。

最低生計費算出の具体的な手順は以下のとおりです。

- ①回答者を世帯類型ごとに分けます。
- ②「生活実態調査」から世帯類型ごとに生活パターンを選び出します（たとえば、昼食はどうしているか、弁当か外食か、いくらお金をかけているか、日用品はどこで購入しているか、自動車は保有しているか、飲み会や旅行の頻度など）。ここで大事なことは、平均的なパターンを探るのではなく、最低限度ということです。真ん中より少し下、つまり「下から3割」の回答者の生活（贅沢な生活でなく、つつましい生活）を目安に選んでいきます。
- ③「持ち物財調査」から「原則7割以上保有の品目」を「必需品」としてピックアップします。たとえば、クーラーの保有率が7割ならば、これを「必需品」とします。自転車の保有率が5割ならば、必需品としないなどです。こうして、一つ一つの「必需品」を選定していくのですが、マーケット・バスケット方式は、具体的な品目がわかるという点で優れている反面、各人の生活パターンにより「必需品」が異なってきます（つまり、主観が入ります）。したがって、できるだけ客観的なものにするため、一人で品目を選定しないで複数の目で選定することが必要となります。具体的には、最低10人程度（できれば20人以上）で構成する「合意形成会議」（12月6日に予定）で決定することを想定していますから、皆さん、この会議に是非参加するようにしていただきたいと思っています。
- ④「必需品」の消費数量を、平均的な数ではなく「下から3割の人が保有する数」で設定します。
- ⑤「生活実態調査」から明らかになった買い物場所で「価格調査」を行います。最低価格帯・標準価格帯・最高価格の3つを調べますが、生計費を算出する際には、主に最低価格帯を使います。
- ⑥以上の調査結果と、「家計調査」「全国消費実態調査」「子どもの学習費調査」等を総合させて最低生計費の試算を行います。たとえば、20代男性（単身者）のポロシャツを取り上げてみると、以下のように試算します。
 - ・「持ち物財調査」でポロシャツを若者の7割以上が所有していた→「必需品（所有）」とする。
 - ・何着所有させるかは、「下から3割くらい」の人が何着持っているのかで判断する→「4着所有」とする。
 - ・「生活実態調査」で洋服を購入している場所を「大型スーパー・量販店」で

あることを確認して、「価格調査」で最低価格帯を調べる→一着「1,880 円」である。ポロシャツは「最低価格帯」で試算したが、「背広」や「革靴」などは「人前に出て恥ずかしくないもの」を着用するということで、「標準価格帯」で試算する。

・ $1,880 \text{ 円} \times 4 \text{ 着} \div 2 \text{ 年} (= \text{耐久年数}) \div 12 \text{ ヶ月}$ で「ポロシャツ」の1ヶ月あたりの金額を算出する→「313 円」となる。耐久年数は、クリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を利用する（これまでは、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」を利用していた）。一つの品目ごとに以上の作業をしますので、全体の作業はかなり手間がかかります。これは、私がやりますから、皆さんは調べていただくだけです。

以上のほかに決めなければならないことがあります。それは、「〇〇市△△町に暮らし、隣接の市にある民間企業に自家用車で通勤している」などの設定です。これを決めておかないと最低生計費を算出できません。これは、静岡県に住む私では決められないので、愛知県に住んでいる皆さんの意見を聞いて決める必要があります。設定の際にご協力をお願いします。

こうして、たとえば、25 歳男性の最低生計費を試算したところ、下表のような結果となりました。今年調査を実施した新潟県の場合でみると、月額消費支出が 178,758 円で、予備費（消費支出の 1 割）を含めると月額最低生計費（税抜き）は 196,558 円です。

この金額は、他県に比べて高くなっています。それは、静岡県の調査が 2010 年、東北地方が 2009 年、首都圏が 2008 年ですから、この間の大きな違いは、消費税率が昨年上がったことです。愛知県でも 5 年前（2010 年）に生計費調査を実施していますが、この 5 年間に経済状況の変化があつて、多分、最低生計費が増加しているはずで、最低生計費が上昇しているのに賃金が上がっていないということになれば、賃上げなどの要求根拠として十分に使えるはずで

5. 最低生計費調査からわかったこと
2015 年新潟調査の若年単身者で今回の試算結果を時給に換算すると（とりあえず、中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間労働で計算すると）、1,399 円／時間となりました。ところが、現在の新潟県の最低賃金額は 715 円／時間であり、試算から得られた最低生計費水準の時給とは、2 倍近い隔たりがあります。『新潟日報』（8 月 10 日）の社説は、「最低賃金、地域格差の解消が急務」とし、我々の調査結果にもふれながら、最低賃金があまりにも低すぎる、健康

で文化的な暮らしをするためにはもっとあげなければいけないと主張しています。多くの人たちは最低賃金が低いということはなんとなく薄々わかっているんですよね。けれど、具体的な数字が出ていないので、なかなか最低賃金引き上げを要求できていません。しかし、今回の調査で全国的にこういう数字が出れば、どこでも「おかしいな」ということで要求できるようになります。さらに、新潟市（2級地—1）における25歳単身者の生活保護基準は、107,120円（内訳：生活扶助基準第1類費＝34,740円＋同第2類費＝36,880円＋住宅扶助特別基準額35,500円）ですが、これも今回の試算結果から得られた消費支出178,758円とは大きな隔たりがあることがわかりました。

愛労連では、最低賃金生活実体験もされているので、よくわかっていると思いますが、現在の最低賃金では、健康で文化的な生活を送ることができない、あまりにも低すぎるということがわかりました。だから、全労連では最低賃金1,000円以上を要求してきたのですが、1,400円や1,500円という数字が出ていますから、もっと要求額を上げてよいと思います。また、最低賃金はAランク、Bランクなどの差がありますが、全国どこでも最低生計費はだいたい同じような水準にある、それほど格差はないということもわかりました。たとえば、25歳男性単身世帯では、静岡県が最低生計費が最も高く、これを100とすると、首都圏98.5、東北96、愛知県94.1、広島県92.4、九州92.1で92～100くらいにおさまっています。ところが、最低賃金の地域格差は、2011年で埼玉県を100とすると、愛知県98.8、静岡県95.9、広島県93.5、長崎県85.1、岩手県85となり、2014年ではもっと地域格差が大きくなっています。このように、最低生計費は地域でそれほど差がないのに、最低賃金の地域格差が大きくなっている状況にあります。こうした実態は、全国一律最低賃金制度をつくっていかなければならないという根拠になります。

6. おわりに一調査がもたらす成果

最後に、今回の調査がもたらすであろう成果についてまとめておきます。それは、第一に、最低賃金額の引き上げの根拠や全国一律の最低賃金制度をめざすための根拠となること、第二に、春闘の賃金討議の素材、とくに各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできること、第三に、公契約運動推進における賃金設定の基礎となる考え方を示せること、第四に、人事院勧告廃止の動きがある中で公務員賃金の在り方を示すとともに、人勧の標準生計費に対する批判の根拠ともなりうること、第五に、賃金と社会保障の関係を考える手がかりになること、以上です。静岡県評の林議長は、「一粒で5度美味しい」と言っています。1回調査をすれば、いろいろなところで活用できるわけですから、それだけ取り組む価値があるということです。

5 点目に指摘した賃金と社会保障の関係ですが、日本では、これまで主として賃金で生計費をまかなう傾向、つまり、勤続年数が伸びるほど（年齢が上昇するほど）賃金が増える傾向にありました。したがって、賃金が「主」で、社会保障は「従」として位置づけられてきたといえます。とくに、労働運動は社会保障の充実に目を向けてこなかったと思います。しかし、社会保障は「間接賃金」とか「第2の賃金」とも言われるように、生計費をまかなううえで非常に大事な制度です。

賃金カーブの国際比較（製造業男子、2006 年）をみると、日本は勤続年数とともに右肩上がりになっていますが、ヨーロッパ諸国はそれほど上がらず、どちらかといえばフラットです。では、これらの国々ではどのようにして生計費をまかなっているかというと、賃金とのギャップを社会保障（公的支出）でまかなっている、つまり賃金と社会保障の組み合わせで生活保障が実現されているということです。ですから、今回の調査で明らかにされる最低生計費をすべて賃金でまかなうということではなく（もちろん、基盤としての最低賃金の水準をきちんと確保する必要がありますが）、社会保障・住宅・教育などを組み合わせて生活を保障していくことを考えていただきたいと思います。たとえば、フランスでは、大学も含めて教育費がほとんどかかりません。日本では、大学に進学させるのに年間 800 万円や 900 万円の生計費が必要だということですが、それをすべて賃金でまかなうのではなく、公的支出で保障すればよいということです。

結局日本では、これまで生活における賃金への依存度が非常に高かったために、そのぶん、社会保障・福祉や公共的な生活基盤（インフラ）が脆弱になってしまったといえます。そのことが、1990 年代後半以降の賃金・雇用システムの激変（非正規雇用の増大、家族手当や住宅手当の削減・廃止など）によって、国民の中に貧困と格差を一層広げてきたのではないのでしょうか。今回の調査は、これからの世代が安心してくらせる社会をつくるうえで非常に大きな意味を持っているのです。

（なかざわ しゅういち 静岡県立大学）



労働運動から見た「戦後70年談話」

大木 一訓

はじめに 一 労働運動の視点

日中戦争から太平洋戦争にいたる15年戦争の歴史をふりかえるとき、筆者は戦前・戦中の軍国主義の犠牲となった労働運動家たちのことを想わないではいられない。右翼の暴漢によって暗殺され、死後には墓をつくることさえ官憲に妨害された山本宣治、特高によってつぎつぎと拷問・虐殺された岩田義道、小林多喜二、野呂栄太郎といった傑出した人物たち、毎日のように拷問・虐待をうけながら長年の投獄にたえた宮本顕治などの共産党指導者。それに飯島善実、相沢良、関淑子などの女性運動家も虐殺されている、等々。どれほど多くの人々が逮捕・投獄され、拷問・虐殺されたのか、私たちは21世紀となった今日なお明らかにしていない。いまだに政府は資料を公開しないのである。

「危険人物」とみなした人々に時の天皇制政府が加えた弾圧は、言葉を失うほど残虐非道なものであった。たとえば江口渚は、小林多喜二の亡骸を警察に引き取りに行ったときのことを、こう描いている。

帯を解き、着物をひろげ、ズボン下をぬがせた時、私たちは思わず「わっ」と声を出して顔をそむけた。下腹部から左右の膝頭にかけて、下腹といわず、股といわず、尻といわず、前も後も何処もかしこも、まるで墨とベニガラをいっしょにまぜて塗りつぶしたような、何ともかとも言えないほどの陰惨な色で一面に覆われている。その上、よほど多量な内出血があると見えて、股の皮膚がぱっちりハチ割れそうにふくらみ上がっている。そしてその太さがふつうの人間の太股の二倍もある。……もっともっと陰惨な感じでわたしたちの胸をしめつけたのは、右の人差し指の骨折だった。それはいわゆる完全骨折であって、人差し指を反対の方向へ曲げると、らくに手の甲の上につくのであった。指が逆になるまで折られたのだ。この一事によっても、この拷問がいかに残虐の限りをつくしたものであるかが想像された……と。

しかし、労働運動家たちはなぜこれほどまでの迫害を受けねばならなかったのだろうか。かれらは、平和と民主主義のために真摯に力をつくそうとしただけではないか。歴史研究が明らかにしてきてきたところでは、その理由は、「国体」という専制的な天皇制権力の支配が批判され覆されることへの恐怖からだという。また、天皇制が推進した軍国主義の侵略政策に国民を動員

する上で、かれらが障害となったからだという。軍国主義は労働運動家たちへの弾圧をテコとして、国民全体を天皇に盲従する奴隷に変え、その生命・財産をすべて投げ出させることで、無謀な侵略戦争を強行していったのである。日本軍国主義の戦争犯罪は、中国・朝鮮をはじめとする諸外国の国民に対して犯されただけではない。自国民に対しても犯されたのである。労働運動家に対する迫害はその端的な証左なのだ。

ところで2015年8月14日、安倍内閣は「戦後70年談話」を世界に発表した。もし、いまは亡き労働運動家たちがこれを読んだとしたら何と言うであろうか。その労働運動家の目で検証したとき、安倍「談話」はどう見えるであろうか。

1 100年前にさかのぼる歴史の偽造

「談話」は100年以上前まで歴史をさかのぼることから始めている。それは、戦争の真の原因を明らかにするためではない。「西洋諸国」の植民地支配をもちだすことで日本の対外侵略を相対的に軽く見せるためである。しかも植民地拡大の理由を「圧倒的な技術優位」にもとめて、強欲な帝国主義的侵略については口をとざし免罪している。

立憲政治を確立したか

許しがたいのは、日本が「アジアで最初に立憲政治を打ち立てた」と自賛していることである。冗談ではない。明治憲法のもとでは、主権者は天皇であって、天皇は官僚・軍事すべての政治権力を一手ににぎっていたのである。政治を実際に動かしていたのは、天皇に対してのみ責任を負い、議会と国民には責任をもたない文武の官僚であった。この官僚が軍隊と警察を握り、国民を威圧し弾圧したのである。しかも、天皇は政治責任を一切負わないものとされ、内閣や議会が天皇が直接支配する官僚や軍隊の問題に口出しすることは許されなかった。「普通選挙」（といっても、女性を排除した、一部納税者による選挙）の実施や政党活動もあったが、それは治安維持法と抱き合わせで存在が許されたものであったし、政治の基本方向を左右できるものではなかった。このような専制的な支配体制を立憲政治といえるであろうか。立憲政治とは、法にもとづいて国民の権利を保障し、国民の意思を政治に反映させ、権力の行動をしぼる政治のことである。戦前の天皇制は絶対主義的な独裁政治であって、立憲君主制でさえなかった。そのことは、特高の存在一つとっても明らかであろう。だからこそ天皇制権力は、軍部の独走を容認し、みずから軍国主義を推進して、国民を破滅的な戦争にひきづりこんでいくことにもなったのである。立憲政治を確立したなどというのは、鉄面皮な歴

史の偽造である。

侵略戦争としての日露戦争

また日露戦争を美化しているのも許しがたい。日露戦争はロシアと日本の間で植民地支配の利権を争った戦争であり、内実は朝鮮や中国への侵略であった。それに対しては当時国内でも、労働運動家たちだけでなくリベラルなマスコミなども反対の声をあげていたが、天皇制政府は、国民の帝国主義的感情をあおり、大量の戦死者が出るのもかまわず戦争を強行したのである。それは後の太平洋戦争への道をひらく端緒ともなったものであり、今日の日本は深く自省しなければならない戦争のはずである。それをあたかも国民的快挙であったかのように取り上げ、多くのアジア・アフリカの人々を「勇気づけた」と自賛するのは、破廉恥というほかない。それは言外に、西欧のそれとは違って、日本の海外侵略は容認されるべきものだったと主張しているに等しい。

安倍「談話」の歴史には、帝国主義も軍国主義も天皇制も出てこない。つまり、その「歴史」は軍国主義をおおいかくすための、現実離れした作り話にすぎない。

2 侵略と戦争責任を認めない安倍

腹立たしいのは、安倍「談話」が言を左右にして、日本軍国主義による侵略の事実をはっきりと認めようとはせず、戦争責任の問題も徹底してあいまいにし避けて通っていることである。

「有識者懇談会」の指摘も無視

「何の罪もない人々に、計り知れない損害と苦痛を、わが国が与えた」とは言っても、それを「侵略」とは言わず、「侵略」の定義は明らかではないなどと自ら「解説」する安倍。あるいは「侵略」という言葉を登場させても、あくまで一般論として述べるにとどめ、日本の問題としてはかたくなに使おうとはしない。そして誰がどのように「損害と苦痛」をあたえたのか、については、口を閉ざして語らない。安倍御用達の「有識者懇談会」報告書でさえ、「1930年代以後の日本の政府、軍の指導者の責任は誠に重いと言わざるをえない」と、政府・軍指導者の戦争責任を指摘したにもかかわらず、安倍はそれを無視したのである。そうすることで、侵略戦争についても戦争犯罪についても実質的に免罪してしまおうという狡猾な策略を、世界に向けた政府の公式文書で採用したのである。中国、韓国をはじめとする国際世論が、安倍「談話」を誠意と真心に欠けると断じたのは当然である。戦後70年も経て、こうした卑劣な文書が世界中に公表されてしまうというのは、国民と

して実に耐え難いことである。

犯人と被害者を同一視

しかし、さらに腹立たしいのは、「談話」が、戦争犯罪人と戦争の犠牲者である国民とを区別せず一緒くたに扱っていることである。

「国内外にたおれたすべての人々の命の前に、深く頭をたれ」「哀悼の誠をささげ」という「談話」の文言は、靖国神社参拝の際にもちいる言い訳と同じである。安倍がこの「すべての人々」のなかに、A級戦犯などの軍国主義者もふくめて考えているのは周知の通りである。安倍は国民にたいして、戦時中のように靖国参拝を強要し、国内外で悪行の数々をかさねた軍部や官憲の「霊」に対しても「哀悼の誠」を捧げろと言うのであろうか。労働運動家たちに対しても、数多くの拷問・虐殺に手を染め今だに何の処罰も受けないでいる特高や憲兵たちの「霊」に「哀悼の誠」を示せと迫るのだろうか。「盗っ人猛々しい」とはこのことである。いまだに戦争や暗黒政治についてまともな反省がなされないなかで、戦争犯罪人たちを自分たちと同列に扱うことに国民が違和感を感じ、いらだちを感じるのは当然であろう。「一緒くた」論の本質は、戦争責任を「一億総懺悔」へと変質させ、戦争責任問題を雲散霧消させようとするところにあるのである。

「尊い犠牲」とはなにか

だが重大なのは、「談話」が、「これほどまでの尊い犠牲の上に、現在の平和がある。これが、戦後日本の原点であります」と主張していることである。

「尊い犠牲」というが、いったい何が「尊い」というのか。太平洋戦争での日本の死傷者数はおよそ300万人にのぼると言われるが、かれらは国の独立を守るために、国民の命と暮らしを守るために、戦ったのではない。強制的に侵略や殺戮の片棒をかつがされ、その命を紙屑のように粗末にされて、まったく無益な戦争のなかで傷つき戦死していかねばならなかったのである。ベトナムの人々が祖国の独立をめざして侵略と戦ったのとは訳が違う。空襲その他の戦災で犠牲になった民間人にしても、人の世のものとは思えない窮乏生活で生死の境をさまよった国民多数にとっても、その「犠牲」は将来への何の目的も希望も見いだせないなかでの苦難でしかなかった。侵略戦争には「尊い」ものなど何もありはしないのである。それをレトリック（巧みな言い回し）で「尊い犠牲」などと言うのは、軍国主義が国民におしつけた塗炭の苦しみを、無駄ではなかった、意義のあることだった、と粉飾し美化することを意味する。

戦争の「犠牲」が平和の土台？

また、「犠牲」が「平和」の土台だと言うが、悲惨な戦争の結果が「平和」をもたらすとも言うのであろうか。「談話」は、「犠牲」そのものを「犠牲」をふまえた人々の自覚や決意とすり替えることで「尊い」かのように粉飾しているのである。

「尊い犠牲」が「戦後日本の原点」だという主張は、突き詰めると、「太平洋戦争にもそれなりの意義があった、天皇制・軍国主義の時代にも良い側面があった、それらを継承するところから戦後の歩みは始められねばならない」、という自民党年来の主張につながっている。新憲法制定直後から憲法改悪をかけてきた自民党のそうした主張を、「談話」は日本国の公式見解としたのである。これはまさにクーデター的な歴史修正主義の宣言に他ならない。

3 「戦後日本の原点」とはなにか。

原点は憲法

「戦後日本の原点」はなにか。国民の理解は「談話」とはまったく異なる。それは憲法の前文にはっきり示されている。とりわけ「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べているくだりに注目したい。そこには、(1) 戦争が政府＝天皇制下の軍国主義政府によってひき起こされたこと、(2) そうした事態が再び起きないように9条をはじめとするあらゆる措置をとる決意であること、(3) 戦争の再発を防ぐ最大の保障は国民の主権を確立することであること、が示されている。新憲法こそは日本国民が世界に約束した「戦後日本の原点」なのである。

「談話」には憲法のこと是一言も出てこない。その背後に、新憲法はアメリカに押しつけられたものだという安倍の主張があることは明らかである。しかし、これはまったくの言いがかりであり歴史の偽造である。

新憲法は丁寧に検討・審議され、国民の要求が反映された

新憲法は今日の戦争法案などとは違って、その制定までの過程で広く国民の検討にゆだねられている。「要綱」がまず発表され、ついで「草案」が提起され、民間からの批判や提案を吸収しつつ政府原案が新しく選挙された議会に提出されたが、その審議の過程でも、国民の要求を反映してさまざまな修正がおこなわれている。

なかでも労働運動の視点から重要だと思うのは、大衆運動と世論の力で、主権在民を明確にする修正を行わせたことである。政府の原案が「国民の総意が至高である」という曖昧な表現になっていたのを、当時の社会党、共産党、労働組合、農民組合、知識人、それに多くの言論機関が一斉に批判・要求して、先に見た「主権が国民に存する」という明確な規定に変えさせたの

である。それは新憲法の骨格をなす規定となった。

また当初は、明治以来の堅苦しいカタカナ文語体で書かれていた憲法の文章が、分かりやすい「ひらがな口語文」で書かれるようになったのも国民の要求の反映であった。

ともあれ、新憲法が敗戦直後から日本国民の圧倒的な支持を得ていたのは、動かしがたい事実である。それ以来今日まで、憲法は日本の平和と民主主義と生活向上を支える大黒柱として国民の支持を集め続けてきている。アメリカ占領軍が当初作成に関与したのは事実だが、新憲法はアメリカの思惑を超えた日本国民の「原点」として力を発揮してきたのである。

4 危機にさらされてきた平和国家

ただ、残念ながら、われわれはいまだにこの「原点」を大きく育て、全面的に開花させることが出来ないでいる。それどころか安倍政権の登場でそれを立ち枯れさせてしまう危険にさえ直面している。

大江健三郎による「あいまいな日本」という規定

大江健三郎は1994年のノーベル文学賞受賞記念講演で、先にノーベル賞を受賞した川端康成が「美しい日本」と表現したのに反対して、戦後の日本を「あいまいな日本」と表現した。「新生に向かう日本人を支えていたのは、民主主義と不戦の誓いであって、それが日本人の根本のモラルで」あったけれども、「現在の日本は、根本的に、あいまいさの二極に引き裂かれている」と。そして世界各国からの人々を前に、今日の情勢を予見するかのように、「旧憲法を支えた市民感情は、半世紀に及ぼうとしている民主主義の憲法の下で、単に懐かしまれるよりもさらにリアルに、生き続けています。そこにつないで、戦後の再出発のモラルより別の原理を、日本人があらためて制度化することになれば、いったん瓦解した近代化の廃墟で、普遍的人間性をめざしたわれわれの祈念は、ついに空しかったというほかなくなるでしょう」と述べていた。

実際、戦後70年の戦後史をたどってみると、日本国民は平和憲法下でも、日常的に戦前・戦中ираいの暗黒政治や軍国主義と同居し引き回され、たえず戦争参加への圧力にさらされながら、四苦八苦して平和と民主主義を守ってきたのだということを痛感する。「談話」は、戦後日本が「自由で民主的な国を創り上げ、法の支配を重んじ、ひたすら不戦の誓いを堅持して」きたと言うが、戦後史の現実は、とうていそんな美辞麗句でおおいにかくすわけにはいかない矛盾と対立に満ちている。

昔の話ではないレッドパージ

たとえば、レッド・パージである。1949年から50年にかけて、占領軍が朝鮮戦争に対応して、推定4万人にもものぼる労働運動家とその支持者を、新聞・放送関係、官公庁、公共企業、民間大企業等からいっせいに追放した「人権侵害事件」である。この時には全労連も解散させられ、幹部12名は公職追放となった。重要なのは、こうした労働運動への弾圧が、戦犯の追放解除や思想警察の復活とセットでおこなわれ、戦前以来の暗黒勢力の手助けのもとにレッド・パージも強行されたことである。その結果、企業の労務担当と公安警察が結託する形で暗黒勢力の職場支配体制が存続し、職場における思想差別と人権侵害が日常的に組織されることになった。JALの不当解雇やIBMの「ロックアウト解雇」に見るように「レッド・パージ」は今なお形を変えて労働者たちを襲っている。

自国民を戦争の惨禍にさらす保守政権

また、沖縄問題に見るように、日本は全土をアメリカの軍事基地に提供し、恒常的にアメリカの戦争に加担する政策をとり続けている。そして、沖縄県民をはじめとする自国民を外国軍隊の犯罪と軍事行動の惨禍にさらし続けている。しかも最近の研究が明らかにしたように、アメリカ軍の日本への永続的な駐留を望んだのは、日本の支配層なのである。こんな国は世界中どこにもない。

平和を脅かす生存権攻撃

さらに忘れてならないのは、憲法における平和と民主主義の誓いは、国民の生存権保障の誓いと不可分に結びついていることである。だが、この面でも戦後の歴代保守政権は、権利としての生存権を事実上否定し剥奪する政策をすすめてきた。朝日訴訟や「失業と貧困と戦争に反対する」全日自労の大運動に見るような、労働者たちの命がけのたたかいによって、あるいは国民春闘や社会保障のたたかいによって、生存権はかろうじて守られてきたが、小泉構造改革につぐアベノミックスのもとで、いままたそれが深刻な危機に瀕していることは周知のとおりである。

「戦後70年におよぶ平和国家としての歩み」は、たえず危機にさらされてきたのである。

5 アメリカの戦争に加担し、アジア諸国を搾取対象とした戦後日本
「あいまいな日本」は、対外関係の面でも多くの矛盾や軋轢を生みだしてきた。「談話」は、日本が戦後一貫してアジアの人々の「平和と繁栄のために力を尽くして」きたと言うが、アジア現地の人々のなかには白々しく感じる人

が多いのではない。北朝鮮、ベトナムについてはまったく触れられていないが、朝鮮戦争、ベトナム戦争でのアメリカへの軍事協力をどう説明するのか。イラク戦争での海外出兵は「平和と繁栄」をもたらしただろうか。

途上国への経済的「支援」についても問題が多い。日本のODA供与の条件が他に比し厳しく途上国に不利なものであることはしばしば問題となってきた。しかし何より問題なのは日系進出企業の現地の人々に対する対応である。談合で低賃金をおしつける、勝手気ままに解雇する、組合結成などの労働者の権利は認めない、高収益が得られなくなるとすぐ工場移転してしまう、といった「ブラック企業」が多いのである。筆者は、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国で日系企業の聞き取り調査をしたが、いずれの場合にも、太平洋戦争での侵略にかかわる現地の人々への配慮が日本人スタッフにまったく見られないことに驚愕した覚えがある。そこには歴史教育の欠落とともに、明らかに保守政権が体現する歴史修正主義の反映がある。「アジアの人々が歩んできた苦難の歴史を胸に刻み、戦後一貫して、その平和と繁栄のために力を尽くしてきた」などとは、とうてい言えないのが実態である。

おわりに――憲法を全面開花させる国へ

安倍「談話」には、世界を「リード」するとか、「牽引する」とか、平和と繁栄に「貢献する」とか、世界の指導者を気取った大言壮語が多い。しかし、「談話」への内外の反応はきわめてきびしい。主語を使わない等の狡猾な方法で批判を避けつつ、侵略戦争への謝罪は結局しなかったと見抜かれている。他方では、内外の高まる批判に「村山談話」の継承を口にせざるをえなかったことから、身近な右翼集団との矛盾もひきおこしている。だが決定的なのは、安倍には真心がない、胸襟を開いて率直に話し合える人物ではない、という評価を、「談話」が世界中に広めたことである。どんな「首脳会談」を開こうと、それは仮面のつきあいだけで、もはや誰にもまともに相手にしてもらえなくなった「首相」に未来はない。

2015年8月14日を、日本の国民は新たな恥辱の日として忘れないであろう。その日、歴史修正主義者・安倍は、嘘とごまかしでかためた自らの偏見を、日本政府の正式見解だとして世界に示したが、それが国民の真意を踏みにじり歪曲する蛮行であったことを、事実で世界に示すであろう。「アベを許さない」ことによって。「あいまいな国」日本はアジアをはじめとする世界の国々と連帯して、憲法を全面開花させる「美しい国」へと変身していくであろう。

おおき かずのり 労働総研顧問・研究所理事

資料「改正」派遣法成立について

編集部

戦争法案の審議と豪雨水害のどさくさにまぎれて、「改正」労働者派遣法案が成立しました。この法案かつて二度も廃案になり、今回もその欠陥を当事者が認めたばろばろのものです。最も重要なのは、本来は「一時的臨時的」であったはずの派遣労働を生涯派遣へと道を切り開いたことです。今号では時間の関係で記事。談話を紹介します。次号以降で掘り下げます。

社説：派遣法改正 雇用安定に全力尽くせ

毎日新聞 2015年09月12日

改正労働者派遣法が成立した。企業は一定の手続きを取れば派遣労働者を期間の制限なしで使えるようになる。派遣会社には「雇用安定措置」を義務付けたが、企業の努力に任せるだけでは実効性は上がらないだろう。厚生労働省は派遣労働者の正社員化や雇用条件の改善に向けてガイドラインを整備し、企業に対する指導や監視に万全を期すべきだ。政府が成立を急いだのは、違法な派遣と知りながら労働者を受け入れている企業がその労働者に労働契約の申し込みをしたとみなす現行法の規定が10月から発効するためだ。直接雇用を迫られる企業の窮状に配慮し、今回改正法でこの規定は事実上骨抜きにされた。

改正法はすべての派遣会社を許可制にし、キャリア支援制度があることを許可要件に加え、計画的な教育訓練と報告を義務付けた。また、派遣会社には同じ職場での勤務が3年に達した労働者の雇用を受け入れ先の企業に要請するか、派遣会社自らが無期雇用するなどの雇用安定措置を義務付けた。

ただ、受け入れ企業にとっては3年ごとに派遣社員を入れ替え、労働組合の意見を聞く手続きを取れば派遣労働者を使い続けることができるようになる。これまで期限の制限がなかった専門26業務も原則3年が上限となるため、改正法施行に伴って雇い止めにされる人が続出する恐れが指摘されている。雇用安定措置が名目だけに終われば、低賃金で不安定な派遣労働者の状況を固定し、企業はコストの低い派遣労働者を今以上に求めるようになるだろう。これでは雇用の不安定化を増幅するだけだ。

今回の法改正には日本の雇用制度の根幹を変える面があることも指摘したい。労働者派遣法は1985年、職業安定法で禁止されていた「労働者供給」を専門業務に限定して認める制度として始まった。99年の改正で一般業務に対象を広げたが、期間は1年（後に3年）に限定した。業務や期間の限定は派遣先企業の正社員を保護する観点からである。

どんな業務も派遣労働者を使い続ければ、企業はコストの高い正社員の採用を手控えるだろう。今回の法改正は正社員中心の雇用制度にも影響することが避けられず、安倍政権が進めようとしている残業代ゼロの成果主義賃金や解雇の金銭解決など同一線上にある。労働規制を緩和し企業の競争力向上を優先する路線だ。働く人の生活が犠牲にならないよう、政府は厳格な雇用安定措置を行い、労組も監視機能を十分に発揮すべきだ。派遣労働者だけでなく正社員も含めた雇用全体の問題なのだ。

【談話】労働者派遣法大改悪法案の採決強行に強く抗議する

本日、参院厚生労働委員会は、労働者派遣法大改悪法案の採決を強行した。派遣労働者の多くも反対する雇用破壊の大改悪であり、全労連は強く抗議する。

第一に指摘すべきは、参院段階の審議を通じて、同法案が直接雇用の大原則を侵し、低賃金・使い捨ての労働者派遣を一般的な働き方に変え、派遣労働者を急増させる雇用破壊法案だということがいっそう鮮明になったことである。

生涯ハケン・正社員ゼロの大改悪にほかならず、これでは、雇用はますます不安定化し、働く人々の賃金水準はいっそう下がってしまう。暮らし破壊、内需縮小による経済破壊の大改悪として厳しく批判されねばならない。

第二に指摘すべきは、運動のなかで実現した「労働契約申込みみなし制度」の10月1日発動を阻止し、違法企業を免罪しようという与党の黒いねらいもまた鮮明になったことである。

与党は採決直前に施行日を9月1日から9月30日に修正したが、それでも施行日まで残された期間はわずかしがなく、異常といわざるを得ない。

これでは、派遣労働者の急増が強く危惧されるだけでなく、違法のやり得として、法の支配の大原則すら揺るがしかねない。

同時に指摘すべきは、派遣労働者自らが反対に立ちあがり、労働組合や雇用の安定を願う広範な世論が与党を追い詰めてきた結果が、会期末が目前に迫るなかでの委員会採決強行という事態となったことである。

与党は、採決直前に施行日を9月30日に修正しただけでなく、労働組合や野党各党が厳しく批判してきた点について、形ばかりだが三点の修正をおこなひ、質疑なしで採決を強行した。事実上、与党自ら法案の欠陥を認めるものである。この点でも運動が追い詰めてきたことを確認すると同時に、形ばかりの修正ではどうてい許されず、廃案しかないことを明らかにするものだということを強く指摘しておく。

委員会での採決は強行されたが、まだ本会議が残っている。法案修正の結果、再度、衆院に回付する必要もある。会期末が目前に迫るなか、この間の運動を確信に、戦争法案の国民的なたたかいと結んで、雇用破壊の労働者派遣法大改悪法案を廃案に追いこむために全力を尽くすことが求められている。全労連は断固たたかいをひろげる決意である。

2015年9月8日

全国労働組合総連合
事務局長 井上 久

労働情報この2ヶ月 2015年7月1日から8月31日

- 7月1日 ★日雇い労働者の「あぶれ手当」4億円詐取か？ 容疑の土建業者男逮捕 奈良県警 産経 ★エジプト 学校給食で児童労働をなくそう 国連世界食糧計画(WFP)
- 7月2日 ★県内国出先機関 朝型勤務始まる 長時間労働抑制狙い 信濃毎日
- 7月3日 ★ABCマート 違法長時間労働の疑いで書類送検 NHK ★四季は変われど労働者は煙突の上で座り込み The Hankyoreh japan (風刺記事) (プレスリリース)
- 7月4日 ★ABCマート問題受け 長時間労働の抑制に全力 NHK ★リストラ相次ぐギリシャ、労働者らデモ行進 TBS New ★1週間で50時間以上働くと生産性低下？労働と幸福感の関係とは 日刊アメーバ★いじめ・嫌がらせ相談最多 石川労働局 14年度、解雇は最少 中日新聞 ★石綿被害で国と和解＝労働者遺族―大阪地裁[時事]
- 7月5日 ★労働相談最多8428件 「いじめ・嫌がらせ」トップ 佐賀新聞
★石川労働局：職場のいじめ相談最多 昨年度603件、3年連続増 / 石川 - 毎日新聞
- 7月6日 ★外相「強制労働を意味するものではない」 - 読売テレビ NEWS&WEATHER
★ブラックバイト 労働教育の場増やそう福井新聞 ★「明治産業革命遺産」世界遺産に日本、労働の強制性認める 中日新聞 ★化学物質による労災で年平均 95 人の労働者が死亡 The Hankyoreh japan (風刺記事) (プレスリリース)
- 7月7日 ★大戦中の強制労働に「適切な措置を」 世界遺産登録で中国 日本経済新聞
★労働組合「必要」6割超、14年厚労省調べ 春の賃上げ寄与か 日本経済新聞 ★男女共同参画計画：男性中心の労働慣行変革 第4次素案 毎日新聞
- 7月8日 ★ABCマート摘発が示す過重労働根絶の難しさ 東洋経済 ★中国、岸田外相の「強制労働を意味しない」発言を批判 - TBS News ★北朝鮮、強制労働施設が食料不足で餓死者続出…通称「虎の施設」の実態 デイリーNK ジャパン
- 7月9日 ★労働者派遣法改正案 参院で審議入り NHK ★米越、労働者保護の改善確認 首脳会談 - 中日新聞 ★サウスウェスト航空、客室乗務員と賃上げなど新たな労働協定で暫定合意 FlyTeam
- 7月10日 ★北朝鮮の労働新聞「日本、朝鮮女性20万人を性的奴隷にした」中央日報
★滋賀労働局：年休取得へ協力要請 労使団体や県、市町に / 滋賀 毎日新聞
- 7月11日 ★首相「強制労働認めたものではない」NHK ★「宿直仮眠は労働時間」イオン関連警備会社を社員提訴 朝日新聞
- 7月12日 ★トヨタ社員自殺は「過重労働が原因」…妻が提訴 読売新聞 ★事業場の6割で法令違反 和歌山労働局管内 紀伊民報
- 7月13日 ★学生に過酷労働強いる“ブラックインターンシップ” 〈週刊朝日〉★塀高くし逃亡防止 朝鮮人強制労働の実態示す文書発見 聯合ニュース ★年収1075万円以上の労災認定3年で73人 厚労省調査 産経
- 7月14日 ★ブラック求人への対策強化を 市民団体が厚労省に申し入れ - 産経 ★労働者側、企業の責任も迫及 九州アスベスト2審始まる 産経
- 7月15日 ★経済三団体要望書「労働者派遣法改正案の早期成立を求める」を提出 日本商工会議所 ★韓国の労働者232万人が最低基準の収入に届かず、過去最多―中国メディア - FOCUS-ASIA ★男女間での「同一労働・同一賃金」が進む職業 米国の1位

は「広告部門マネジャー」ガジェット通信

7月16日 ★強制労働：元米兵捕虜に初の謝罪へ…三菱マテリアル - 毎日新聞 ★安保
関連法案：強行採決余波で参院厚生労働委、農水委流会 毎日新聞 ★新入社員は“ほど
ほど労働派”多数～「人並みで十分」が過去最高に ORICON STYLE ★国交・厚労省
労働時間の調査実施、長時間労働の改善へ 物流ウィークリー

7月17日 ★MERSが直撃…6月の青年失業率16年来の高水準＝韓国 |中央日報 ★
三菱「米軍捕虜の強制徴用に対し謝罪する」 中央日報

7月18日 ★労働相談NPO代表をメールで中傷の疑い 男を書類送検：朝日新聞 ★韓
国:民主労総が2派ゼネスト…「労働市場構造改悪阻止」 - L N J ★自民、対外発信強
化を要求／「強制労働」で韓国批判 四国新聞社 - 四国新聞 ★「解雇は日本の本社の
指示」韓国の旭硝子下請け労働者が訴え（1/2 ページ） - 産経

7月19日 ★「慰安婦」「強制労働」政府に国際広報の強化要請へ 自民特命委の提言 -
産経 ★酸欠事故防止：労働局が要請 精米工場など／青森 - 毎日新聞 - 毎日 jp

7月20日 ★「ホストは店の労働者」 賃金支払い命令、東京地裁 産経ニュース

★経団連などが労働者派遣法改正案の早期成立を求める要望書公表 livedoor

★労基法「成立絶望」…安保の陰で重要法案遅れる 2015年07月19日 17時59分 - 読
売新聞 ★愛知連帯ユニオン：違法派遣の派遣先に団交応諾義務はあるか？ L N J

7月21日 ★東京地裁「ホストは店の労働者」 - 賃金支払い命令 マイナビニュース

★退社後「8時間」は会社にくるな！ KDDI 導入「インターバル制度」は効果あるのか？
- BIGLOBE ニュース ★従業員は全員60歳以上、ソウルで「お年寄り株式会社」発足：
政治：ハンギョレ - the hankyoreh japan

7月22日 ★三菱マテリアル、強制労働の元米兵捕虜に謝罪、中国メディア「中国人の
境遇の方が悲惨」 - 新華社 ★「精神科」が労働者の身近な存在に キャリアブレイン

★マレーシア、バングラデシュから民間レベルで労働者50万人受け入れへ SYNODOS

7月23日 ★経済財政白書原案：女性の正社員登用を…労働力増を提言 - 毎日新聞

★マレーシアに北朝鮮労働者287人 炭鉱では死者も、外貨獲得へ賃金搾取か 産経

★NY州:ファストフード労働者の時給15ドルへの引き上げに動く ブルームバーグ

7月24日 ★和歌山県労働基準協会が処分 技能講習時間、足りなかった… - 産経 ★奈
交、子育て支援企業に - 奈良労働局が認定 | 経済 | 奈良新聞 WEB

7月25日 ★日本IBM 社内に「ロックアウト解雇」誓約文掲示 しんぶん赤旗 ★過
労死ゼロへ対策大綱 政府が閣議決定：日本経済

7月26日 ★「生活賃金」導入でイギリス労働者は歓喜 一方で育児手当など「福祉削減」
のあおり受ける人も ガジェット通信

7月27日 ★首相、女性活躍のため労働環境改革に積極的に取り組む考え示す TBS

★派遣事業者の激減は不可避？特定労働者派遣廃止で業界再編待ったなし | nikkei BPnet

7月28日 ★韓国:座り込みで労働災害不承認を正す L N J ★韓国:政府、「青年雇用
対策」の仮面をかぶった労働市場構造改悪計画を発表 L N J

7月29日 ★外国人労働者の流入で変貌する太田市、移民と地元住民の交流みえず |
Reuters - ロイター ★「日本の印象が悪化」 低賃金労働など背景 ベトナム人技能実習生
調査 産経 ★労働者派遣法案の施行、1カ月程度延期 沖縄タイムス

7月30日 ★外国人労働者の流入で変貌する太田市、移民と地元住民の交流みえず ロイター ★長時間労働を改善へ - 県内トラック運送業 奈良新聞（会員登録） ★労働時間を過少申告 過労死の遺族が提訴へ（大阪府）日テレNEWS24

7月31日 ★「残業代払って」積水ハウス元社員ら、労働審判申し立て 朝日新聞
★韓国団体 三菱製品の不買運動を再開＝強制労働問題 聯合ニュース ★【最低賃金引き上げ】生活支える最低基準 10月ごろ引き上げ - 47NEWS ★シャープ希望退職者支援、栃木県と労働局が特別窓口 下野新聞

8月2日 ★最低賃金上げ 中小企業の体力強化が重要だ 読売新聞

8月3日 ★フランス人の「短時間労働」神話は終わった？ 英BBCが取材 ガジェット通信 ★台湾、外国人ボランティアや大道芸人らの労働許可申請を免除へ 中央フォーカス

8月4日 ★労働条件：トラック運転手、求人票と違い提訴 毎日新聞 ★韓国、最低賃金以下の労働者比率が日本の7倍＝OECD報告書 中央日報

★中国人労働者5団体、大半が三菱マテリアルの和解案受け入れへ - J-CAST ニュース

★求人票下回る労働条件は不当…運転手が提訴（東京都）日テレNEWS24

8月6日 ★韓国の労働者、15%が最低賃金もらえず、日本の7倍＝韓国ネット「日本で就職した友達がうらやましい ... Record China ★【派遣法】女性労働者 廃案求め女性国会議員に要請 BLOGOS ★韓国の労働者、15%が最低賃金もらえず、日本の7倍＝韓国ネット「日本で就職した友達がうらやましい ... Record China

8月7日 ★「労働条件を聞いてくる学生は願い下げ」人事の本音に批判殺到「前時代的すぎる」 ガジェット通信 ★シャープ退職予定者ら236人が求職申し込み 奈良労働局 産経 ★名古屋で労働者派遣法案の公聴会 雇用の不安定化を懸念 47NEWS

★日本郵政の暗部が露呈！パワハラ蔓延、過酷ノルマ&労働環境…裁判多数で上場に影響か Business Journal（風刺記事）（プレスリリース）

8月8日 ★「メイド・イン・チャイナ」を支える違法労働者 - 東洋経済オンライン

★鴻海、中国工場従業員の死亡確認 労働権利団体が自殺と指摘 ロイター ★夫の過労死は「労働時間過少申告のため」と提訴 毎日放送

8月9日 ★韓国:甲乙オートテック労組破壊事業主と傭兵に甘い処罰？ LNJ

8月10日 ★「ピンハネされても罰則なし」下流老人「予備軍」の中高年派遣はどうなる？ dot. ★働くシニア増加 再雇用者の78%「生活のため」 中日新聞

8月11日 ★4カ月の平均時間外労働116時間 介護施設勤務の男性「過労死」認定、7千万円賠償命令 和歌山地裁 産経

8月12日 ★韓国:政府の「労使政委再稼働」圧迫、岐路に立つ労働界 LNJ

8月13日 ★トラック運転手の長時間労働、実態調査へー地方協議会発足 佐賀新聞

★アムネスティ新方針「性的労働者を犯罪としないよう求める」 女性人権団体反発「性産業に味方するのか」 産経

8月14日 ★職安前で最後の無料コンサート 36年の歴史に幕、日雇い労働者も「寂しい」 横浜・寿町 産経 ★20時以降の残業は禁止！ ニューススイッチ Newswitch

8月15日 ★女性の活躍、成長持続に不可欠＝労働供給2.8%押し上げー経済財政白書 - WSJ ★米、収入アップへ転職熱 14年、労働者の8% 過去10年で最高 SankeiBiz

8月16日 ★女性の活躍、成長持続に不可欠＝労働供給2.8%押し上げー経済財政白書

[時事] ガジェット通信 ★働きながら介護する人の男女比は13:16 フルタイムで働きながら介護する男性の環境改善に必要なこと Business Journal

8月17日 ★労働紛争相談が最多 2791件 14年度県内、4年連続増 岩手日報 ★簡易宿泊所の利用者は約9割が生活保護受給者!? 川崎火災から考える(前半) BLOGOS

8月18日 ★介護事業所、約6割が「人手不足」 キャリアブレイン ★スペイン 労働者の半数以上が肥満、13.5%が高コレステロール。フレマッパ(共済)調べ Pressdigital Japan

8月19日 ★開城工業団地:北朝鮮労働者の最低賃金上げ 南北で合意 毎日 ★「解雇」減り「自己都合退職」増加 労働相談 和歌山労働局と県内労働基準監督署 紀伊民報

8月20日 ★「同一労働・同一賃金」推進法案で参考人質疑 参議院厚生労働委員会 NHK ★日本郵政の非正規労働者約1万4000人雇い止め——定年だけ“平等” BLOGOS

8月21日 ★ユニクロ:10月から10時間労働で週休3日OK 毎日新聞 ★ファストトリ、週休3日制一部導入 1日10時間労働で給与同水準、離職防止 - SankeiBiz

8月22日 ★シャープ出身人材、6割に求人 大阪労働局分 日本経済 ★長時間労働で脳卒中のリスク33%増加、研究 時事 ★米石炭業界の労働者、数万人が失業—シェールガス革命 ブルームバーグ ★長時間労働で脳卒中のリスク33%増加、 AFPBB News

8月23日 ★劣悪労働条件・課税逃れ疑惑 しんぶん赤旗 ★県内初、熱中症の労災死 予防対策要請/青森労働局 陸奥新報 ★50人以上の企業で12月から義務化 ストレス診断準備急ぐ 大分合同 ★シャープ希望退職 県内470人 広島 読売新聞

8月24日 ★連合、国会前で1万人集会 労働法改正に「NO」中日新聞 連合は23日、★介護事業所7割「職員不足」離職率は微減…石川

8月25日 ★高齢者施設で人手不足 低賃金など労働条件ネック 苫小牧民報 ★スペイン カタルーニャ 中国人労働者この10年で40%以上の伸び Pressdigital Japan

8月26日 ★労働契約で組合に立ち向かう米自動車会社 日本経済 ★労働法制の改悪ストップ! 弁護士団体が集会 BLOGOS ★ドイツ労働者、EUで最長の8週間分の休暇=調査 ロイター ★「スト」など労働争議、500件切り過去最少 5年連続減 産経

8月27日 ★改正パート労働法、有期契約者も待遇差禁止 読売新聞 ★中国規律検査委、労働安全当局局長を解任 天津爆発との関連は不明 ロイター

8月28日 ★「ブラックバイト広がる現状変えたい」高校生が初の労働組合 TBS News ★違法な長時間労働:フジオフードシステムと店長ら書類送検 - 毎日新聞

8月29日 ★ネスレ、「奴隷労働」由来のキャットフード販売か 米で集団訴訟 AFPBB News ★工場労働者に“極限の成果主義”トヨタ しんぶん赤旗

8月30日 ★千葉県内高校求人、最多に 千葉労働局 千葉日報 ★女性の活躍推進法成立 従業員301人以上の企業と国、自治体に実効性高め働き方の改革着実に 愛媛新聞

8月31日 ★「港湾労働者も戦地へ」 徳島駅前で安保法案廃案を迫る 徳島新聞 ★中国、2006年の海上労働条約を批准 中国国際放送

.....
この情報はGogleアラート「労働」より提供されたものを、編集部の責任で取捨選択したものです。配慮はしていますが欠落している情報についてはご容赦を。

なお、文中の LNJAPAN はレーバーネット日本 WSJ 日本版はウォールストリートジャーパン日本版、など略称で表現しているところもありますからご承知おき下さい。m(_)_m

第 15 期総会開催の案内

会員の皆様へ

愛知労働問題研究所
理事長 羽根 克明

愛知労働問題研究所 規約第 4 条にもとづき、下記のとおり第 15 期総会を開催します。会員の皆様の積極的な参加をお願いします。

総会日時： 2015 年 10 月 3 日(土) 13 時～

総会場所： 労働会館本館 4 階会議室

名古屋市熱田区沢下町 9 - 3

(JR・名鉄金山駅から徒歩 10 分)

総会日程

《総会》 13:00～13:30

- (1) 理事長あいさつ
- (2) 第 14 期 (13.10～15.09) の研究所活動の総括
会計報告ならびに会計監査報告
- (3) 第 15 期 (15.10～17.09) 事業計画案の提案
- (4) 第 14 期の会計報告・監査報告および第 15 期信 1 年次予算案の提案
報告・提案の討議
- (5) 報告・提案の採択
- (6) 役員を選出
- (7) 閉会のあいさつ

《記念講演》 15:00～16:30

大平 徹也氏 (JMIU 愛知支部顧問、元愛労連役員))

「私の労働運動人生」

質疑

※総会・記念講演終了後同じ場所にて簡単な懇親会を予定しています。

不明な点は研究所まで Tel 052 883 6978

E メール ai-romonken@roren.net

☆ 2015 年 9 月 15 日以降の活動・集会予定など

9 月 19 日 (土)	第 24 回サマセミ In 愛知 (～ 21 日)	
9 月 23 日 (水)	さよなら原発・さよなら戦争全国集会	代々木公園
9 月 24 日 (木)	愛労連組織拡大決起集会	労働会館
9 月 27 日 (日)	生活保護・年金を考えるシンポ	中京大学
10 月 03 日 (土)	愛知労問研第 15 期総会	労働会館
10 月 10 日 (日)	第 17 回愛知高齢者大会	名古屋市公会堂
11 月 03 日 (火)	愛知 9 条を守ろう県民集会	名古屋市公会堂
11 月 12 日 (木)	愛労連地域総行動	県下各ターミナルなど

☆寄贈された書籍、購入書籍他

月刊全労連

2015 年 08 月	組織拡大
09 月	公契約
10 月	経済のグローバル化と労働組合
経済 08 月	「植民地支配と侵略」の実相
09 月	基地のない沖縄へ
10 月	原発問題 社会教育
前衛 08 月	核兵器のない世界 戦後 70 年
09 月	基地のない沖縄へ
10 月	原発問題 社会教育

最近の「東洋経済」「エコノミスト」「ダイヤモンド」も不定期に購入しています。「東洋経済」の「下流老人特集号」も入手しました。廃棄予定の資料雑誌などは PDF 化をすすめています。ご都合がつけばご協力を。一報下さい。

★今回 184 号も皆さんの協力によって発行することができました。いずれも力作ばかりで編集部一同喜んでいきます。特に谷江論文は「東芝の不正会計」についての貴重な書き下ろしです。皆様も引き続き寄稿の方、よろしくお願いします。

*「所報」第 184 号 (隔月刊) / 発行日 2015 年 9 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所 (略称) : 労問研)

*〒 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール ai-romonken@roren.net

*HPERL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費 (年) 個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い : 今期 14 期・2014 年度の会費未納入の方、よろしくお願いします。

